

第 6410 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 1日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 住宅取得等資金の贈与

Q : 住宅取得資金の贈与特例を受ける場合、どのような要件がありますか？

A : 次の要件があります。

【解説】

住宅取得等資金を直系尊属から贈与により取得した場合、一定の金額が非課税になりますが、受贈者の要件は次のとおりとなっています。

- ① 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属 (贈与者は受贈者の直系尊属) であること
- ② 贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること
- ③ 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
- ④ 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと
- ⑤ 自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと
- ⑥ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等を行うこと
- ⑦ 贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること
- ⑧ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

